

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関連するこれまでの取組

鎌倉における歴史的風致の維持及び向上に関連する取組としては、「歴史的建造物を守る取組」、「古都のまち並みを守る取組」、「豊かな自然的環境を守る取組」、「伝統や文化を守る取組」に大別することができる。そして、これら四つの取組は、相互に密接な関連性を有しており、市民、関係団体、行政機関等の協働によって、それぞれの取組が着実に進められてきたことが、今日における歴史的風致の礎を築いたともいえる。その中でも、近年大きな柱として挙げられるのが、鎌倉の世界文化遺産への登録推進であった。日本は平成4年（1992年）9月にユネスコの「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」を批准し、「古都鎌倉の寺院・神社ほか」が我が国の「文化遺産暫定一覧表」に登録されることとなった。これを契機に市は、「第3次鎌倉市総合計画」において、世界文化遺産への登録に向けた取組の推進を正式に表明し、鎌倉の歴史的遺産を守る取組を加速度的に進めることとした。

世界文化遺産への登録のためには、歴史的遺産が有する顕著な普遍的価値を証明し、個々の歴史的遺産の保存管理を万全に行うとともに、周辺市街地（バッファゾーン）の環境を整える必要がある。そこで市は、国内外の専門家の意見を元に、鎌倉における世界文化遺産登録の考え方（コンセプト）を「武家の古都・鎌倉」としてまとめ、候補となる歴史的遺産の選定や歴史的価値を証明するための各種調査、文化財保護法に規定する史跡としての指定、「世界文化遺産への登録候補となった歴史的遺産（以下「構成資産」という。）」の保存管理を目的とした、史跡ごとの保存管理計画及びそれらを一つにまとめ上げた「武家の古都・鎌倉」包括的保存管理計画」の策定など、歴史的遺産の保護等に関する様々な施策を展開した。

また、市が世界文化遺産登録への取組を進める中、その推進を支持する市民団体も着実に増え、平成18年（2006年）7月には、市民と行政の協働による「鎌倉市世界遺産登録推進協議会（初代会長ようろうたけし養老孟司東京大学名誉教授）」が設立され、世界文化遺産登録に向けた市民主体の普及啓発活動が活発に進められた。平成19年（2007年）7月には、隣接する横浜市、逗子市にも構成資産が展開することから、広域行政を担う神奈川県を加えた「神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会」を設置し、各自治体の連携体制のもと歴史的遺産を守る取組が進められた。

その後、「武家の古都・鎌倉」の世界文化遺産への登録については、平成24年（2012年）1月に日本国がユネスコへ推薦書を提出したが、ユネスコの諮問機関である「国際記念物遺跡会議（イコモス）」は、現地調査後、世界遺産一覧表への「不記載」という勧告を出し

た。これに対し、神奈川県及び横浜市、鎌倉市、逗子市は、将来的な登録を実現するための最善の道として、ユネスコの世界遺産委員会での採決を待たず推薦を一旦取下げ、現在は、新たなコンセプトの確立に向けた検討を行っている。

世界遺産登録に向けた取組をはじめ、以下に詳しく説明する内容は、鎌倉の歴史的遺産や古都の風情を守り、後世に伝えようとする人々の思いが、歴史的風致の維持向上に関連する様々な取組として進められてきたといえる。

(1) 歴史的建造物を守る取組

鎌倉の歴史的風致に関連する歴史的建造物としては、社寺などに所在する重要文化財、主に山稜部の史跡指定地内に所在する切通などの土木遺構、明治期から昭和初期にかけて建てられた近代和風・洋風建築物の他、随所に人の手が加えられた三方を取り囲む山稜部そのものも歴史的建造物と捉えることができる。

このうち、社寺に所在する国指定等の重要文化財は、主に所有者自らが保存管理を行い、国や県、市が必要に応じて財政的な支援などを行っている。一方、切通などの土木遺構は、国や県の財政的・技術的な支援を受けながら市が主体となって保存管理を行っている。これらはいずれも文化財保護法の規定の下、国・県・市及び所有者が協力し、学識経験者等から指導・助言を受けながら厳密な保存管理が図られている。

また、市内各所に点在する近代和風・洋風建築物等については、原則としてその所有者が保存管理を行っているが、個人所有の歴史的な建造物が市に寄贈され、市が活用しながら保存管理を行っているものなどもあり、中世の歴史のみ注目されがちな鎌倉にあって、近・現代の発展を示す歴史的な建造物として、地域の良好な都市景観の形成に寄与している。

なお、これらの近代和風・洋風建築物等は、文化財保護法に規定する登録有形文化財、景観法に規定する景観重要建造物、鎌倉市都市景観条例に規定する景観重要建築物等に登録・指定されているものが多く、各制度に応じた保存管理が図られている。

特に市景観重要建築物等については、市独自の取組として近代和風・洋風建築物等の保存・活用を支援するため、保存又は活用のために必要な修繕又は改修などに際し、当該行為に係る経費について、助成を行っている。

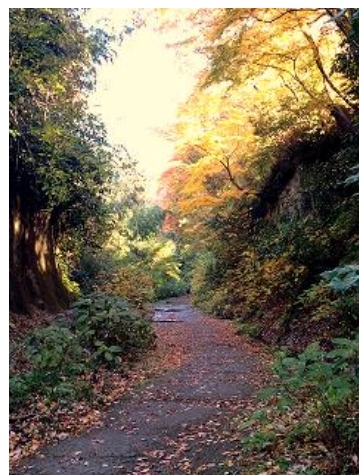


写真3-1 朝夷奈切通

(2) 古都のまち並みを守る取組

鎌倉における古都のまち並みを守る取組としては、主に都市計画法、景観法及びこれらに類する各種条例等の規定に基づき進められている。

都市計画法に関しては、都市の秩序ある発展や住環境保護に資することを目的として11種の用途地域を指定しているほか、現在約2,194ha（市全域の約55.5%）を風致地区に指定し、地区内における建築物の建築や宅地の造成、木竹の伐採の行為等、都市の風致を維持するため、必要な規制を行っている。また、現在市内の11箇所で、まちづくりのルールを定めた地区計画が策定されており、良好な環境を持った家なみやまち並みの形成・保全が図られている。

一方、景観法に関する取組として、市は、平成16年（2004年）6月に同法が制定されたことを受け、平成17年（2005年）5月に景観行政団体となり、また、景観法に基づく「鎌倉市景観計画」を平成19年（2007年）1月に策定し、鎌倉市全域を景観計画区域に指定した。これに合わせ、平成7年（1995年）9月に本市が独自に制定していた「鎌倉市都市景観条例」を全部改正し、平成19年（2007年）1月1日から施行した。

この条例において、由比ガ浜通り、由比ガ浜中央、鎌倉芸術館周辺の3地区を特定地区に指定し、この特定地区3地区に浄明寺胡桃ヶ谷地区くるみがやつを加えた4地区を景観形成地区にそれぞれ指定している。

その後、平成20年（2008年）3月、周囲の歴史的風土や自然的環境と融和したまち並みを誘導し、古都鎌倉にふさわしい都市景観の形成を図るため、鎌倉駅及び北鎌倉駅周辺を中心とした市街地を景観地区に都市計画決定した。

これらの制度運用により、建築物の高さの最高限度や屋根・外壁の色彩等建築物の形態意匠についても制限し、鎌倉の自然、歴史、文化を際立たせる都市景観の実現を図っている。

従前、若宮大路周辺は、都市計画法の用途地域として商業地域又は近隣商業地域に指定されているのみで、それまで建築物の高さの最高限度がなかったことから、行政指導によって建物の高さを15mまでに抑制し、風致地区においても同様に、本来15mを限度とする建物の高さを8mに抑制してきた。また、鎌倉駅前においては、商業地域にも関わらず屋上看板が設置されていないことや、商業施設の看板についても、事業者の協力を得て色彩を変更するなど古都にふさわしいものとしてきた。

こうした取組は、古都としての鎌倉の景観や風情・風格を保つために、行政の努力と事業者等の理解を拠り所としていたが、景観法が施行されたことによって、法的根拠による建物の高さ制限が可能となった。

なお、都市計画法及び景観法に加え、鎌倉市風致地区条例や鎌倉市都市景観条例、神奈川県の屋外広告物条例等に基づく取組は、平成10年（1998年）3月に策定された「鎌倉市

都市マスタープラン」や平成19年（2007年）1月に策定した「鎌倉市景観計画」に記載され、適正な運用がなされている。

(3) 豊かな自然的環境を守る取組

都心近郊にありながら、緑豊かな自然的環境に恵まれた鎌倉では、市民主体による緑の保全活動から発展した「御谷騒動」を契機として、行政による自然を守る取組も大きく進展を遂げている。

御谷騒動に端を発して制定された古都保存法では、鎌倉の歴史的遺産の大半が背後丘陵の自然的環境と一体をなして特色のある歴史的風土を形成していることを踏まえ、昭和41年（1966年）に「鎌倉市歴史的風土保存区域」を定め、昭和42年（1967年）には「鎌倉市歴史的風土保存計画」が決定されている。同計画では、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案の上、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとし、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとしている。

鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画

昭和42年1月5日 総理府告示第7号
一部変更 昭和46年4月26日 総理府告示第16号
昭和48年2月1日 総理府告示第4号
平成12年8月29日 総理府告示第42号

12世紀の末、源頼朝が天然の險要の地として武家政治の基礎を築いた鎌倉は、政治の中心として繁栄し、鎌倉及び室町時代を通じ、文化の枢要地として発展し、現代に至るまで数多くの歴史上重要な文化資産を伝えている。

これらの資産の大半は、背後丘陵の自然的環境と一体をなして特色のある歴史的風土を形成している。

1 歴史的風土保存区域内における行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項

歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案の上、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(1) 朝比奈地区

本地区の歴史的風土の主体は、朝比奈切通、光触寺、明王院等と一体となる自然的環境の保存にあり、特に、金沢八景に通ずる道路沿道からの展望域の山容及び樹林地における建築物その他工作物の新築等の規制に重点を置くものとする。

(2) 八幡宮地区

本地区の歴史的風土の主体は、鶴岡八幡宮（段葛を含む）を中心とした寿福寺、浄妙寺、永福寺跡、覚園寺等を含みこれらと一体となる源氏山、鷲峰山、大平山、天園、天台山等、北及び北西の外周に連なる山丘の自然景観の保存にあり、特に、背後山丘における建築物その他工作物の新築等、土地の

形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

(3) 大町・材木座地区

本地区の歴史的風土の主体は、安養院、光明寺、名越切通し、^{おおきりぎし}大切岸、^{たくまがやつ}宅間ヶ谷やぐら群等の歴史的建築物、遺跡等と一体となる衣張山を主峰とする丘陵の自然景観の保存にあり、若宮大路及び名越切通し付近からの展望域における建築物その他工作物の新築等、土地の形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

(4) 長谷・極楽寺地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、極楽寺、長谷寺、大仏等の歴史的建造物と一体となる稲村ガ崎を含む西部の外周稜線地域及びこれに連なる大仏切通し、^{ときわごしま}常盤御所跡等の遺跡と一体となる地域の自然景観の保全にあり、市街地からの展望域における土地形質の変更等の規制に重点を置くものとする。

(5) 山ノ内地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、建長寺、円覚寺、浄智寺、^{とうけいじ}東慶寺、^{めいげついん}明月院等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる瑞鹿山及び六国見山より鷲峰山に至る山丘と、これに囲まれた谷戸を含む静寂な自然環境の保全にあり、建築物その他の工作物について規制の強化を図るとともに、道路及び参道から展望域の森林美について樹相の維持に重点を置くものとする。

2 歴史的風土保存区域においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる保存施設の整備に関する事項

保存施設の整備に当たっては、歴史的風土を維持保存するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

- 1) 防火施設
- 2) 土砂崩壊防止施設
- 3) 景観保全のための植栽
- 4) 防火、病虫害防除等維持管理上の道路
- 5) 立入防止さく、標識等の管理施設
- 6) 維持保存に寄与する道路その他の公共施設

3 歴史的風土特別保存地区の指定の基準に関する事項

特別保存地区は歴史的風土保存区域内において、次に掲げる基準に該当する地域を、都市計画法第15条の規定により定めるものとする。

- 1) 歴史上重要な文化的資産とその周囲の自然的環境とが一体となって「歴史的風土」の枢要な部分を構成している地域であること。
- 2) 現に存する「歴史的風土」を保存するため、当該地域における建築物の新築、宅地の造成等の行為の規制その他積極的に「歴史的風土」の維持保存の対策を講ずる必要のある地域であること。
- 3) 都市計画法第5条に規定する都市計画区域内の地域であること。

4 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第11条の規定による買入れに関する事項

法第11条の規定による土地の買入れは、歴史的風土の保存上その中核となるべき土地の区域内の土地で、市街地に接すること等により宅地化のおそれのあるもののうち、私人が所有し、かつ、建築物等の新築等、土地の造成等の行為について法第8条第1項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障を来すこととなるものにつき、当該土地の所有者から当該土地を県において買入れるべき旨の申出があった場合において、真にやむを得ないと認められるものについて行うものとする。

現在、古都保存法の規定に基づく歴史的風土保存区域は、平成12年(2000年)に逗子市の一部を加え5地区約989ha、歴史的風土特別保存地区は、平成15年(2003年)に大仏長谷観音特別保存地区の一部が指定拡大され、13地区約573.6haとなっており、歴史的風土保存区域ごとに定められている行為の規制の大綱に基づいて、歴史的風土の維持保存が図られている。

この他、首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の指定、都市計画法に基づく風致地区の指定等様々な制度を活用しながら緑の保全、創造に取り組んでおり、これらは、全国に先駆けて平成8年(1996年)に策定した「鎌倉市緑の基本計画(平成13年(2001年)、平成18年(2006年)、平成23年(2011年)改訂)」に沿って、着実に成果を上げている。

また、^{だいみね ひろまち}台峯、広町、常盤山の三大緑地については、「緑の基本計画」で緑地指定等の方針を明確にして、取組を進めている。

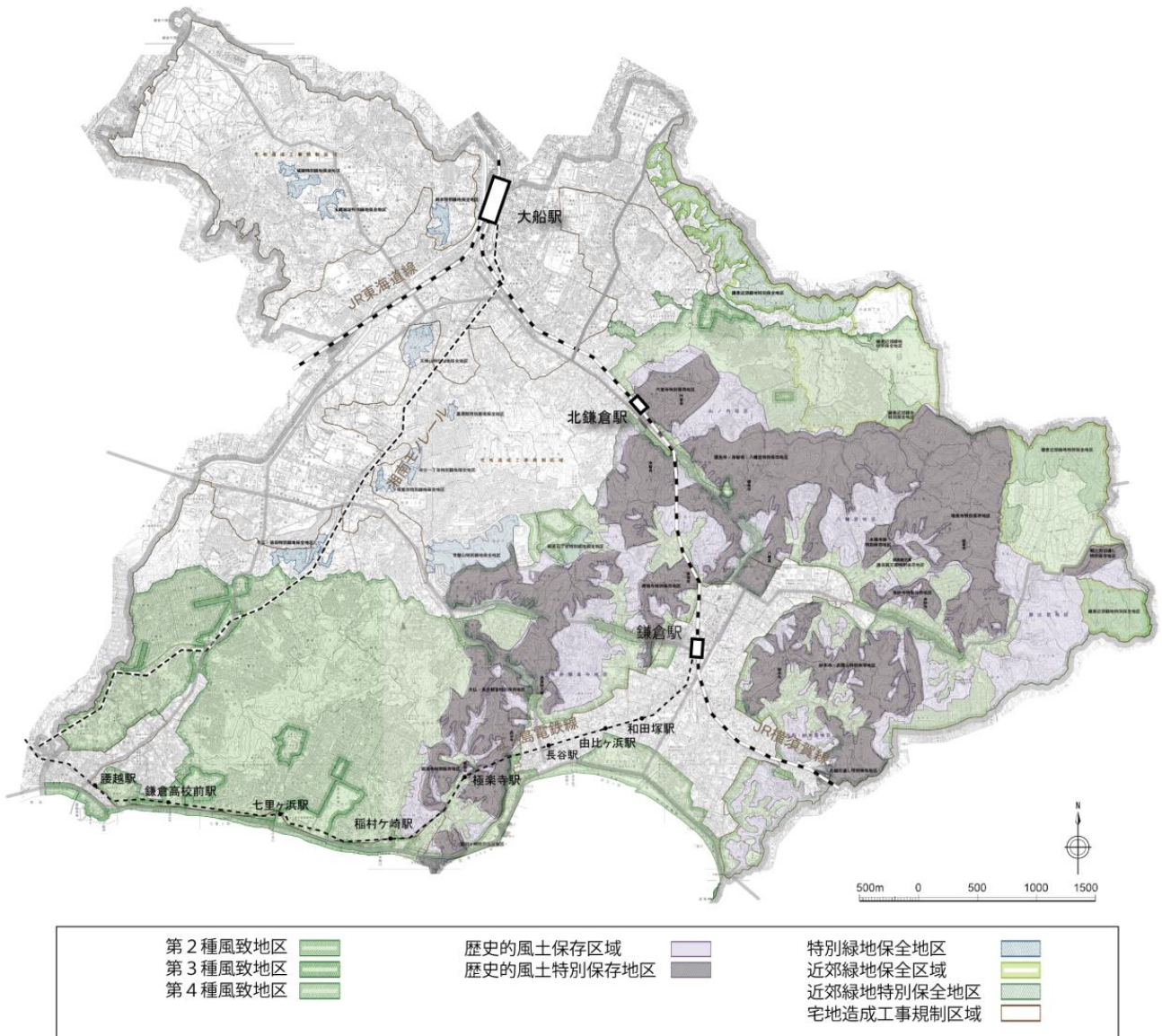


図3-1 歴史的風土保存区域・風致地区等指定範囲

表3-1 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区の指定状況（平成29年4月1日現在）

市名	歴史的風土保存区域		歴史的風土特別保存地区	
	区域名	面積 (ha)	地区名	面積 (ha)
鎌倉市	朝比奈	約 142	朝比奈切通し	7
鎌倉市	八幡宮 ※面積は、大仏・長谷 観音特別保存地区の 分を含む	約 308	瑞泉寺	119
			護良親王墓	2
			浄妙寺	8.1
			永福寺跡	5.7
			寿福寺	18
			建長寺・浄智寺 ・八幡宮	172
鎌倉市	山ノ内	約 158	円覚寺	29
鎌倉市	八幡宮（再掲）		大仏・長谷観音	110
鎌倉市	長谷・極楽寺	約 207	極楽寺	9.8
			稲村ヶ崎	6
鎌倉市及び逗子市	大町・材木座	約 174	妙本寺・衣張山	67
			名越切通し	20
計2市	計5区域	約 989	約13地区	573.6
	鎌倉市域	約 982.2	鎌倉市域	573.6
	逗子市域	約 6.8	逗子市域	0

また、市は御谷騒動をきっかけに設立された鎌倉風致保存会に対し、その活動を財政的に支援するため、昭和58年（1983年）に「鎌倉市風致保存基金」を設置しており、鎌倉風致保存会は、この基金も活用して活動している。さらに公園や緑地の維持・管理に関する体験講座などを中心に、緑の機能、樹林地の現状などを学んでもらうことを目的として、公益財団法人鎌倉市公園協会との連携により「緑のレンジャー」等の事業を実施している。

一方、海岸の自然を守る取組としては、都市計画法に基づく風致地区の指定や「鎌倉市海岸の環境保全に関する条例（昭和49年（1974年）4月）」などによる規制のほか、市民団体と市が共催し、毎年春と秋に海岸の一斉清掃が行われ、毎回1,000人以上の人々がボランティアとして参加している。また、潮の干満の差が大きくなる5月の休日には、毎年地元の自治会が中心となって史跡和賀江嶋の清掃を実施しており、地元の漁師や家族連れ、サーファーなどこの地に関わりの深い人々が積極的に参加し、海岸の自然的環境の保全に取り組んでいる。



写真3-2 和賀江嶋の清掃

(4) 伝統や文化を守る取組

鎌倉においては、鎌倉幕府開府後に盛んに建立された社寺が、今もなお宗教活動を続けており、伝統的な祭礼等の行事を主体的に守り続けている。また、市内各地域に伝わる郷土芸能も、後世に伝えるべき伝統・文化として地域の人々の努力によって守る取組が行われている。

人々の生活の中から生まれた郷土芸能は、その地域に住まう人々にとって貴重な遺産であり、地域の祭りなどの場で奉納されてきた。郷土芸能の継承にあたっては、伝える人々の熱意とそれを見守る人々の支援が何よりも大切であることから、郷土芸能を披露する場として、鎌倉市郷土芸能保存協会（昭和45年（1970年）設立）と市教育委員会との共催により、毎年「鎌倉郷土芸能大会」が開催され、四十余年にわたってその継承と発展に努めている。同大会は、祭ばやし大会と芸能大会とに分かれて開催されており、毎年10を超える団体が参加し、一般の観覧者への公開の場であるとともに参加者の交流の場ともなっている。



写真3-3 鎌倉市郷土芸能大会

表3-2 鎌倉市郷土芸能保存協会 会員名簿 (平成30年4月1日現在)

会員名		会員名	
1	鎌倉神楽（大町）	12	鎌倉囃子大町祇園会
2	大船鎌倉囃子保存会	13	光明寺（ <small>しょうみょう</small> 声明）
3	鎌倉囃子山崎保存会	14	山之内囃子保存会
4	材木座囃子連中	15	坂ノ下さざなみ会
5	腰越天王囃子保存会	16	台祭囃子保存会
6	小袋谷囃子会	17	鎌倉神楽保存会（鶴岡八幡宮）
7	鎌倉鳶職組合木遣保存会	18	坂ノ下囃子連
8	鎌倉神楽（御霊神社）	19	葛原岡神社由比ガ浜囃子連
9	面掛行列（ <small>ごりょうかい</small> 御霊会）	20	今泉はやし会
10	建長寺鎌倉流御詠歌講		
11	材木座天王唄保存会		

加えて、県指定の無形民俗文化財である面掛行列を伝承する「御霊会」に対しては、面掛行列の実施と、実施に必要な衣装、用具の保存・維持管理、これらの事業を担う後継者の育成のため、補助金の交付を行っている。

また、伝統的工芸品である鎌倉彫については、鎌倉彫の製造・販売を生業とする人々が

伝統鎌倉彫事業協同組合を設立し、講習会、展示会、各種啓発イベントや小・中学生の体験教室等を実施している。こうした取組に対して市は、鎌倉彫の振興を目的とした施設の貸付や財政的な支援などを行っている。

2 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存活用に関する課題

鎌倉には、社寺をはじめとする中世以来の建造物や、別荘として建てられた近代和風・洋風建築物等、各時代の歴史的建造物が重層的に存在している。

このうち、特に文化財的な価値の高いものは、文化財保護法や神奈川県文化財保護条例、鎌倉市文化財保護条例に基づく文化財への指定等により維持管理や修理が計画的に行われ、保護されてきた。

近代和風・洋風建築物等については、国登録有形文化財への登録のほか、鎌倉市都市景観条例に基づき、鎌倉市景観重要建築物等としての指定が進められ、その保存活用のための支援が行われてきた。しかし、これらの殆どは明治時代から昭和初期に建てられた建築物であるため、老朽化による破損や耐震上の問題などから、修理や補修に迫られているものが多くみられる。

市が所有している景観重要建築物等についても、老朽化に伴う耐震化の問題はもとより、公開活用のためのユニバーサルデザイン化に対応できておらず、来訪者の便益を損ねているものや用途地域における建物用途の規制のため、十分な公開活用ができていないものが存在する。

加えて、法令などによって指定等が行われているものは、市内に存在する膨大な数の歴史的建造物のうちのごく一部であり、それ以外の多くは行政による保護の対象となっておらず、特に民間が所有している建造物は、居住者の高齢化や相続等の問題により修理や補修が進まないものが多々あり、歴史的な建造物の減少に拍車がかかっている。

また、史跡指定地については、効果的・効率的な保存を図るため、現在も宗教活動を継続している社寺の境内を除き、市が所有者の希望に応じて順次公有地化を進めているが、指定地の多さや指定面積の広範さ、財政的事情等から十分な対応ができていない。さらに、公有地化を実施した指定地についても、広範な公有地を効率的に管理するための財政的、人的課題を抱えており、公有地化後の整備については、永福寺跡など一部の史跡を除いて未着手の状態にある。

このほか、歴史的建造物の一つである史跡和賀江嶋については、嶋を構成する玉石が台風等で波にさらわれ、放散している。

(2) 歴史的建造物の周辺市街地の環境に関する課題

歴史的な建造物の周辺においては、電線が張り巡らされている箇所が多くあり、これらは、歴史的風致の魅力を減退させる一要因になっている。

市ではこれまで、平成5年（1993年）度に若宮大路、平成19年（2007年）度には小町通りにおいて電線類の地中化事業に着手し、大きな成果を上げている。しかし、古くからの町割りや道筋が歴史的な風情を醸し出す地域では、殆どの道が狭隘^{きょうあい}であることから、国が無電柱化の基本としている地下空間に複数事業者のケーブルを共同で収容する「電線共同溝方式」をとれない状況にある。

こうした地区では、主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、裏通りから電線を引き込む「裏配線方式」や無電柱化したい通りの脇道等に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下又は軒先に配置する「軒下配線方式」なども考えられるが、採用のためには土地利用上の制約など様々な面において住民の協力が不可欠となる。

また、休日を中心に交通渋滞が発生する地域では、狭隘な道路に多くの歩行者や自転車、自動車が行き交い、古都の景観を阻害するとともに、歩行者の安全性や周遊観光を目的とした来訪者の利便性に影響を与えている。

(3) 歴史的遺産を取り巻く自然的環境に関する課題

鎌倉の歴史的遺産の多くは、背後丘陵の自然的環境と一体をなして特色ある歴史的風土を形成しており、自然的環境の適切な維持管理が必要となる。

現在、古都保存法等の法令による指定を受け、一定の土地利用制限がなされている区域の民有樹林については、対象樹林地を複数の地区に区分し、市が各年度1地区ずつ順番に枝払い等を行っている。

市有緑地約100haについては、開発事業等に伴う寄附や「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による都市緑地法改正に基づく近郊緑地特別保全地区の買入れが開始されたことなどから、その面積は年々増加しており、緑地に隣接する住宅等に支障を及ぼす樹木の管理に終始している。

また、鎌倉風致保存会の「みどりのボランティア」をはじめとし、様々な団体が緑の保全に係る活動を行っているが、ボランティア参加者の高齢化、減少が進んでいることや急峻な地形における樹木の維持管理の難しさなどもあり、現状のボランティア体制による活動のみでは緑地の維持管理にも限界がある。

(4) 歴史的遺産の公開活用に関する課題

市では、調査研究により、その歴史的価値が明らかになった文化財について、法に基づく指定等を行い保護を図ってきたが、常設的な公開の場が少ない等の理由で、その公開活用については十分とは言い難い。

市域の60%、特に鎌倉地域全域が周知の埋蔵文化財包蔵地である鎌倉市は、保管されている出土遺物も多いが、遺跡や出土遺物等の埋蔵文化財を公開する場は殆どなく、市民が

埋蔵文化財を身近に感じられる機会も充分とはいえない。

特に、中世を起源とする文化財の存在は認知されているが、近世以降の文化財については認知度が低く、「鎌倉市の観光事情〔平成26年度版〕」をみると、「どのような施設をまわりますか」の質問に対し、鶴岡八幡宮が32.3%であったのに対し、鎌倉文学館は0.5%となっており、今後は近世以降に展開してきた文化的側面を加え、多様な魅力を発信していくことが課題となっている。

また、観光案内所はJR鎌倉駅の駅ビルの一角にあるのみで、国内外からの来訪者に対して歴史的遺産の案内が充分なされているとは言い難い。加えて、平成25年（2013年）度を実施した来訪者に対するアンケート調査を見ると、観光全体への満足度は約8割と高い一方、公衆トイレ、公共交通機関、移動等に対して満足と回答した者は半数以下であり、道路やトイレ、案内板などのさらなる観光インフラの整備も課題である。

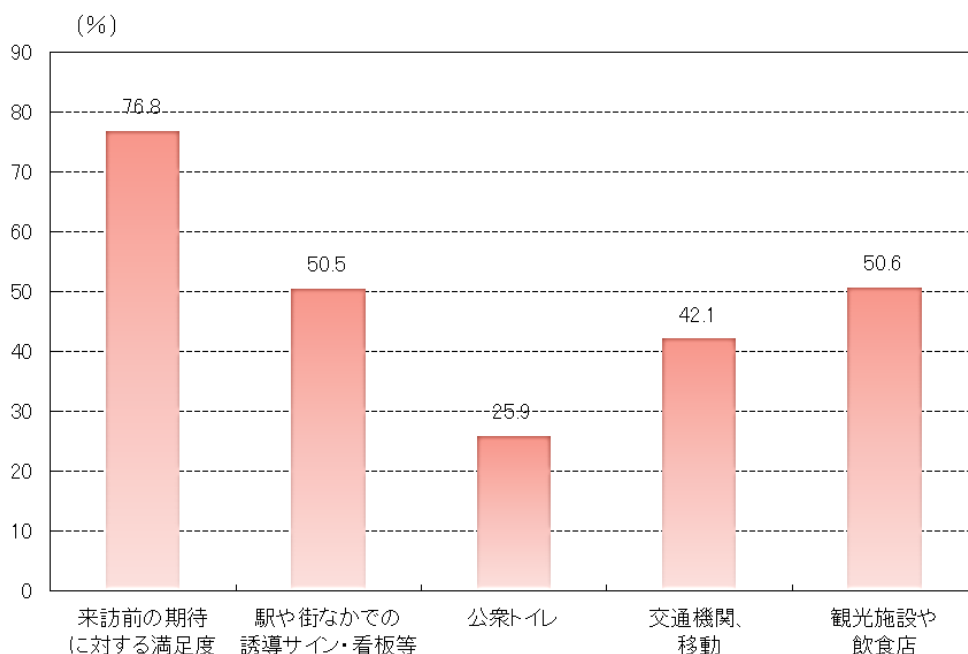


図3-2 観光満足度

(5) 地域の伝統文化の継承に関する課題

地域に残る郷土芸能については、鎌倉市郷土芸能保存協会と鎌倉市教育委員会との共催により毎年、鎌倉郷土芸能大会を開催し、様々な手法で周知を図っているが、観覧者の増加には至っておらず、伝統芸能を披露する場も限られていることに加えて、少子化や高齢化などの理由も重なり後継者の減少が進んでいる。さらには、無形民俗文化財の詳細な調査やその成果としての記録の保存も行われていない。

経済産業大臣指定伝統的工芸品である鎌倉彫については、その歴史及び価値についての理解や周知が充分に進んでいるとはいえず、また、少子高齢化等による後継者不足も大きな課題となっている。

3 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

(1) 上位計画・関連計画との関係性

ア 総合計画

市では、平成8年(1996年)3月に策定した第3次鎌倉市総合計画の基本構想において、「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」を鎌倉市の将来都市像に掲げ、その実現にあたり六つの将来目標とその方向を定めている。

また、将来都市像や将来目標を実現するための政策・施策体系と手段を具体的に示すため、平成26年(2014年)4月から第3期基本計画の計画期間が始まり、六つの将来目標を支える横断的な取組として、「市民自治」、「行財政運営」、「防災・減災」、「歴史的遺産と共生するまちづくり」を「計画の推進に向けた考え方」として位置付けている。

「歴史的遺産と共生するまちづくり」に関しては、「鎌倉の魅力や価値の共有」、「住み続けたい、住んでみたい、訪れたいまちづくり」、「世界遺産登録の推進」などに取り組むこととしており、歴史的風致維持向上計画の策定及び推進は、こうした取組を具体化するためのものであり、第3期基本計画の「後期実施計画(平成29年(2017年)度～平成31年(2019年)度)」においても、着実な進捗しんちよくを図る「重点事業」に位置付けられている。

イ 関連計画

第3次鎌倉市総合計画の基本構想にある六つの将来目標の実現に向け、市では様々な計画を策定している。このうち、「鎌倉市都市マスタープラン」及び「鎌倉市環境基本計画」は、第3期基本計画の基礎条件に関わる横断的な計画に位置付けられ、第3次鎌倉市総合計画とともに鎌倉市歴史的風致維持向上計画にも深く関わるものである。

この他、歴史環境、都市景観、防災・安全、総合交通、観光等様々な分野における個別計画との整合を図りながら、歴史的風致維持向上計画の推進を図る必要がある。

序章
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
附録

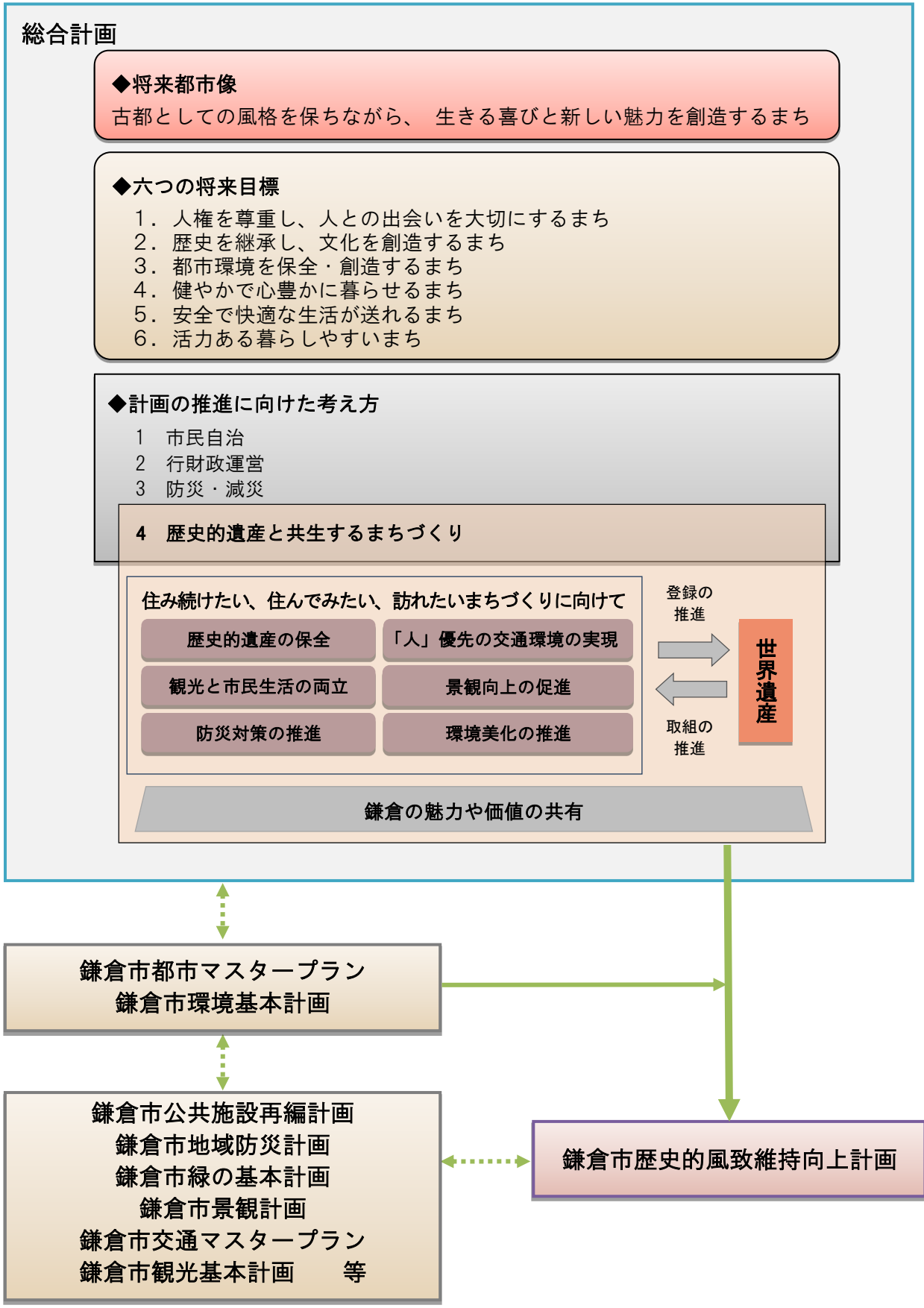


図3-3 上位・関連計画の関係

(2) 基本方針及び実現のための方針

ア 歴史的建造物の保存活用に関する方針

歴史的遺産が豊富で、四季の移ろいの変化が美しい鎌倉は、我が国を代表する古都として多くの人々に親しまれており、山々に囲まれた地域に点在する中世からの社寺や眼下に海を見下ろす場所に別荘として建てられた近代和風・洋風建築物等が、各時代を代表する歴史的建造物として市内各所に残されている。これらは鎌倉に相応しい風情ある景観の形成要素の一つとなっており、先人たちの努力によって大切に受け継がれてきた歴史的建造物を後世に確実に伝えていくため、積極的な保存活用に取り組んでいく。

歴史的建造物のうち、文化財保護法や県及び市の文化財保護条例に基づく文化財への指定、市の都市景観条例に基づく景観重要建築物等への指定等が行われているものに関しては、引き続き、国・県・市や学識経験者の指導、助言のもと、今後も継続的に適切な保存と維持管理に取り組んでいくとともに、積極的な公開活用を図っていくものとする。また、既に保存管理についての計画を策定している建造物については、これに沿って保存管理を行う。

指定等を受けていない歴史的建造物については、実態を把握するための調査を推進し、必要に応じて、文化財、鎌倉市景観重要建築物等、歴史的風致形成建造物への指定等を検討し、修理等への支援を講じることで滅失を防ぐ。また、所有者の高齢化や相続等の問題により、修理等が進まない歴史的建造物については、所有者の意向を十分尊重した上で、利活用のあり方も踏まえた修理の方策を検討していく。

なお、市が所有する歴史的建造物については、文化財等への指定・未指定に関わらず、必要に応じて耐震診断、耐震工事、ユニバーサルデザイン化、建物用途の変更を進めるとともに、周辺の散策路等の整備などにより周遊し易い環境を構築することで、誰もが安心して快適に利用できる施設として活用することを目指す。

また、島を構成している玉石が放散している史跡和賀江嶋については、現状を把握するための調査を進めた上で、適切な保存管理を行うとともに、将来的な発掘調査や、その成果に基づく整備に向けた検討を行っていく。

イ 歴史的建造物の周辺市街地の環境に関する方針

市では景観法に基づき、鎌倉駅及び北鎌倉駅周辺を中心とした市街地を対象に景観地区を指定し、建築物の高さの最高限度と屋根・外壁の色彩等の制限を定めている。また、既に法令に基づく建築物の高さ制限がある風致地区や第一種低層住居専用地域に隣接し、これらの地域に次いで良好な居住環境の維持向上が求められている第一種中高層住居専用地域を建築物の高さの最高限度が15mに制限される高度地区に指定し、良好な住環境の維持

向上を図っている。引き続きこうした取組を進めるとともに、各種まちづくり施策との連携を図りながら、道路の美装化や電線類の地中化、無電柱化などの事業を推進することで、歴史的建造物と周辺環境とが一体となった景観形成に取り組んでいく。

また、市民・観光客を問わず快適な歩行空間の確保や周遊性の向上を目指し、歩道幅^{かくふく}や道路の景観舗装等による歩道と車道の分離、路地整備による歩行者の分散化、公衆トイレの整備などのハード整備を進めるとともに、パークアンドライドや鎌倉フリー環境手形などの既存のソフト事業の推進、ロードプライシングの導入に向けた検討等自動車流入量の抑制を目指す。

ウ 歴史的遺産を取り巻く自然的環境に関する方針

日本を代表する古都の一つである鎌倉の都市特性は、広い範囲に分布する歴史的遺産と緑が融合している点にあり、かつて武家政治の中心であった地域は、緑豊かな山稜部に囲まれている。緑は、歴史認識の醸成といった視点からも鎌倉の歴史的風致の維持向上に大きく寄与する要素といえる。

市では、「緑の基本計画」において、「緑地の確保」、「緑の質の充実」、「緑のネットワークの形成」の3点を重点的に取り組むべき施策（リーディング・プロジェクト）として位置付けており、長期的な取組により、台峯、広町、常盤山の三大緑地の保全に道筋をつけるなど、緑の保全や創出に関し大きな成果をあげてきた。

今後、市が所有する緑地等においては、傾斜木や枯損木^{こそんぼく}などの危険木及び崖地等の把握に努めるとともに、かつて人手が加わった地形に成立している自然自生に近い状態にあるものは、一定の管理を行いつつ自然遷移にゆだねるなど、適正な維持管理を図ることとする。また、民有樹林に関し、関係法令等により一定の土地利用制限がなされている場合は、引き続き市が樹林の管理を行っていく。

鎌倉風致保存会等が行っている緑の保全等に関するボランティア活動については、参加者の高齢化、減少が進んでおり、今後は市内外を問わず鎌倉の緑地保全の重要性を広く一般に周知し、若い世代の参加を促進していく。

エ 歴史的遺産の公開活用に関する方針

歴史的風致の維持向上を図り、後世に伝えるためには、市民や来訪者に鎌倉の歴史的風致と、それを構成する歴史的遺産等について広く周知するとともに、守り伝えることの意義を認識してもらうことが重要である。

市では、扇ガ谷一丁目に取得した土地・建物において、子どもから大人までが鎌倉の歴史的遺産・文化的遺産を学び、体験できる場として「(仮称)鎌倉市歴史文化交流センター(以下「歴史文化交流センター」という。))」を整備することとしている。

埋蔵文化財の公開活用等、鎌倉の文化財や歴史についての普及啓発を充実させるにあたっては、歴史文化交流センターでの展示をはじめ、発掘調査速報展のほか、庁舎内展示、発掘調査現地説明会・見学会を継続的に実施するとともに、遺跡の部分保存と公開に対する支援など、新たな手法も検討していく。

中世以降、現代に至るまで鎌倉には多様な歴史があり、今もなお各時代から引き継がれてきた歴史的建造物において、様々な活動が行われていることについては周知が不十分であることから、現在整備中の歴史文化交流センターでの展示や広報紙等の情報媒体を通し、各時代に関連した歴史的風致の価値や魅力を分かり易く伝える工夫を行う。

オ 地域の伝統文化の継承に関する方針

社寺が主体的に実施している祭礼等の伝統行事については、状況に応じて必要な支援を行っていく。また、地域に伝わる郷土芸能については、引き続き鎌倉郷土芸能大会の開催を通じて、その活動を支援するとともに、郷土芸能を披露する場の拡大に努め、地域固有の希少性や継承の必要性などをより多くの人々に周知し、後継者の育成につなげていく。

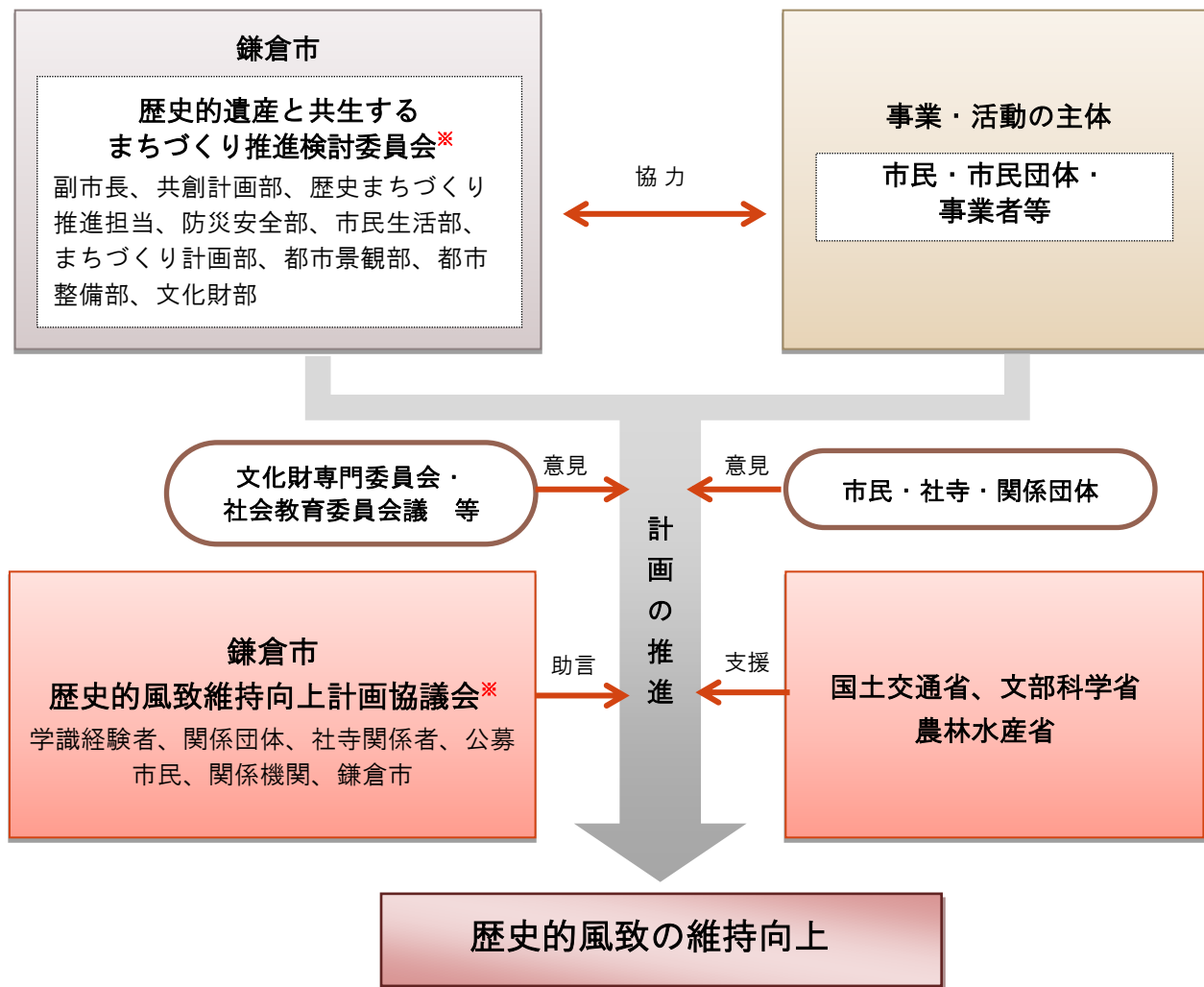
鎌倉彫については、その価値や魅力、伝統的工芸品としての歴史などを発信する場を確保し、広く周知を図るとともに、特に若い世代が鎌倉彫を体験できる機会を設け、後継者を育成する環境づくりに努めていく。

(3) 計画の実現に向けた推進体制

歴史的風致の維持向上を適切かつ効果的に推進するためには、特に文化財保護行政とまちづくり行政とが密接に連携していく必要があることから、計画策定段階で設置した市内の横断的な組織である「歴史的遺産と共生するまちづくり推進検討委員会」を中心に、関連部局との連携体制の強化を図るものとする。

また、同じく計画策定段階で組織した「鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会」についても定期的を開催し、PDCA サイクルを意識した変更協議や計画実施に係る連絡調整機関としての役割を担うこととする。

なお、歴史的風致の維持向上に資する事業の実施にあたっては、事業内容等その時々々の状況に応じて地域住民との協働による取組を推進するものとする。



※平成 30 年 4 月 1 日時点

図3-4 歴史的風致の維持向上の推進体制